

### 第3章 被災住宅の相談窓口業務

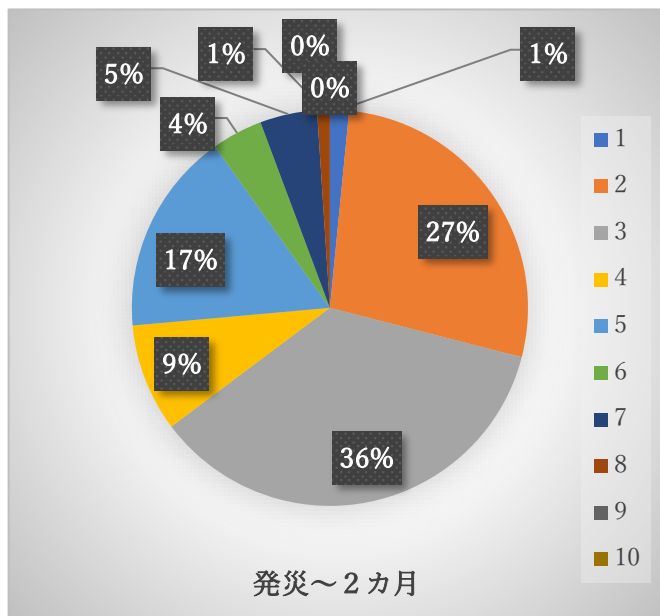
#### 1. 相談内容の経過と分類

浸水被害発生時における住宅の相談については、発災直後から時間の経過とともに相談内容も少しずつ変化してきます。

相談員には、被災者に寄り添い、生活再建に向けた適切なアドバイスが求められます。ここでは、熊本県、長野県、神奈川県における相談内容の分類事例を紹介します。

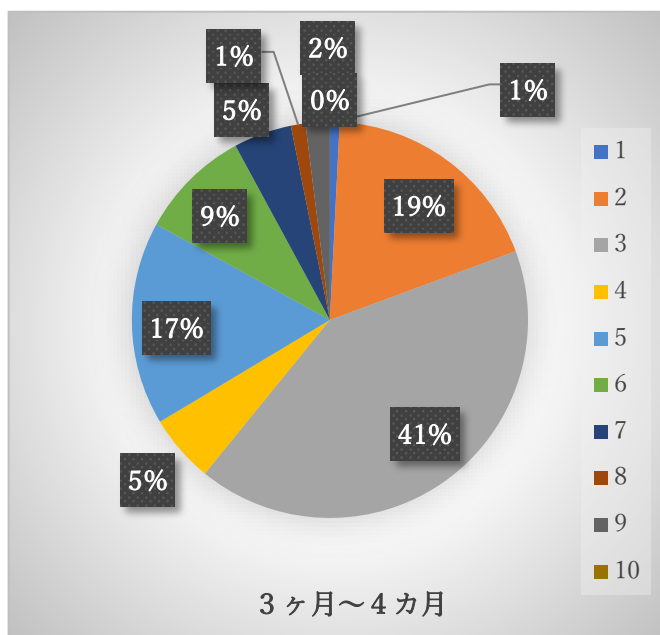
#### [事例-1] 熊本県 令和2年7月豪雨災害

■ (発災～2カ月) 相談件数 195 件



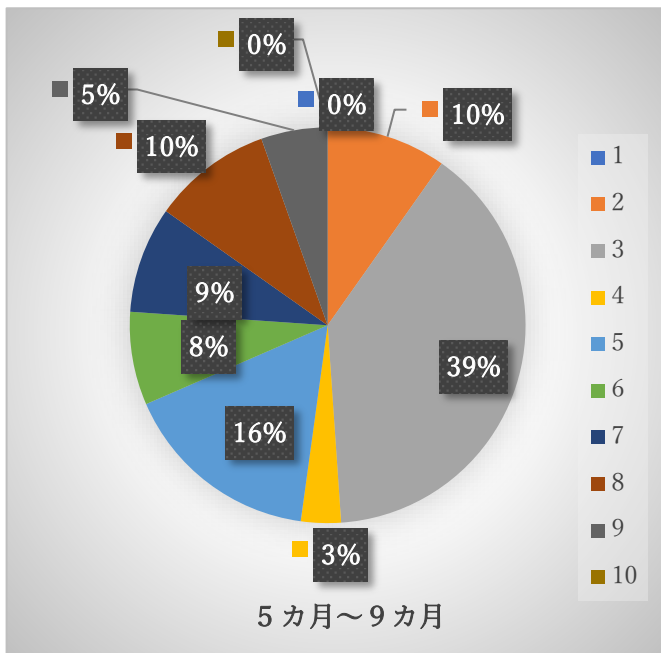
1・仮設住宅への入居手続き等	3
2・片付け、修復方法手続き等	53
3・施工業者紹介、工事見積り	69
4・公的支援制度・助成金等	17
5・公費解体手続き、業者紹介	32
6・現地を見てアドバイスしてほしい	8
7・建替えか補修で迷っている	9
8・資金（融資）計画・制度	2
9・施工に不満	0
10・復興住宅について	0

■ (3カ月～4カ月) 相談件数 253 件



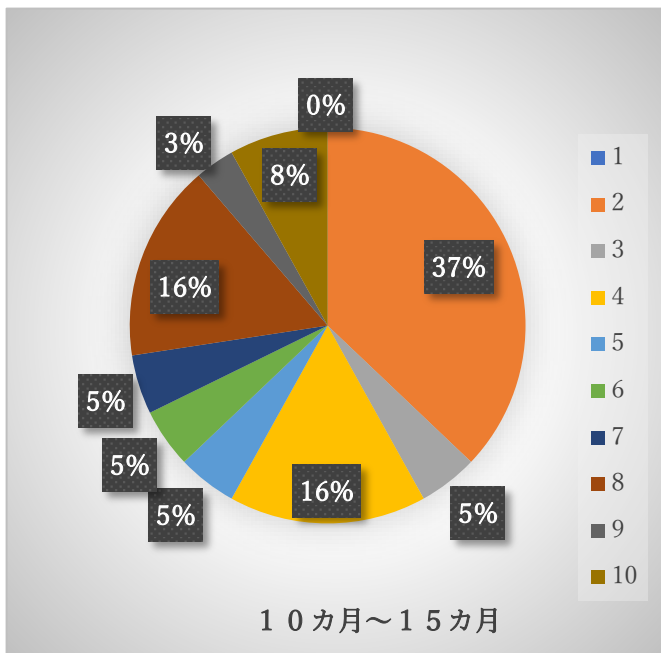
1・仮設住宅への入居手続き等	2
2・片付け、修復方法手続き等	47
3・施工業者紹介、工事見積り	105
4・公的支援制度・助成金等	14
5・公費解体手続き、業者紹介	42
6・現地を見てアドバイスしてほしい	23
7・建替えか補修で迷っている	12
8・資金（融資）計画・制度	3
9・施工に不満	5
10・復興住宅について	0

■ (5カ月～9カ月) 相談件数 92 件



1・仮設住宅への入居手続き等	0
2・片付け、修復方法手続き等	9
3・施工業者紹介、工事見積り	36
4・公的支援制度・助成金等	3
5・公費解体手続き、業者紹介	15
6・現地を見てアドバイスしてほしい	7
7・建替えか補修で迷っている	8
8・資金（融資）計画・制度	9
9・施工に不満	5
10・復興住宅について	0

■ (10カ月～15カ月) 相談件数 65 件



1・仮設住宅への入居手続き等	0
2・片付け、修復方法手続き等	23
3・施工業者紹介、工事見積り	3
4・公的支援制度・助成金等	10
5・公費解体手続き、業者紹介	3
6・現地を見てアドバイスしてほしい	3
7・建替えか補修で迷っている	3
8・資金（融資）計画・制度	10
9・施工に不満	2
10・復興住宅について	5

相談件数は、発災より 2～3 カ月目に最も多くありました。

発災直後は、どこでどういう相談が出来るのか、何を相談したらいいのか、混乱している状況だったと思われます。

相談の内容は、片付け修理の方法と施工業者の紹介及び見積り依頼が当初から多く、4 か月目までの相談件数全体合計の 60～65% でした。その他は、公費解体の手続き、見積り及び公的支援制度手続きが 20～25% となっています。

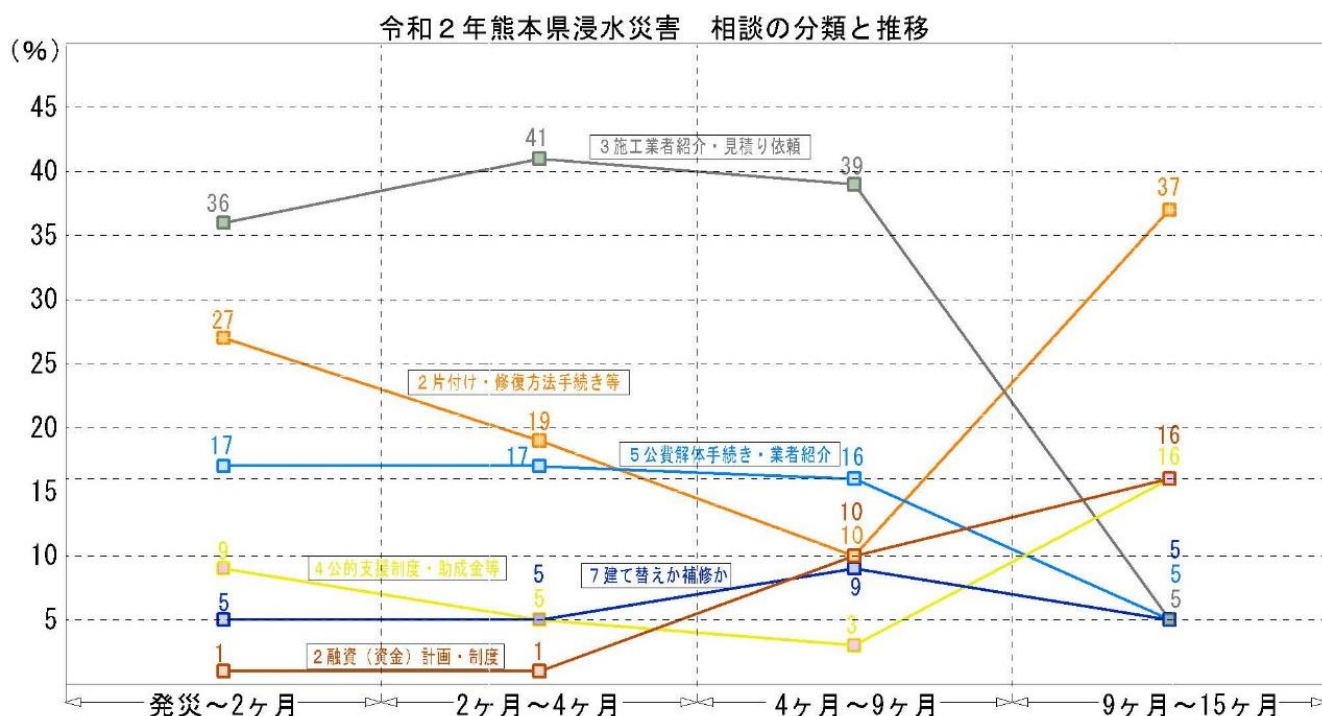
5 カ月を過ぎると、やはり施工業者の紹介依頼が最も多く、片付け修復方法は少なくなって、公費解体、再建資金、建て替えか解体かで迷っているという相談が割合的には増えています。

10 カ月以降は、業者紹介依頼は少なくなっています。これはあらかじめ業者が決まり、これから

修復に向けて、あるいは解体に向けて動き出したということかもしれません。

片付け修復方法の相談が増えているのは、そのことは反映されているとみることができます。

資金計画、と公費解体手続きも増えていますが、相談件数がかなり少ないので絶対数が大きく増えているわけではありません。



### [事例-2] 長野県 令和元年10月東日本台風災害

■長野県では、(1)～(6)の相談対応を実施。

- (1) 令和元年度のみ市町村窓口相談（窓口）
- (2) 現地相談（現地派遣）、(3) 古民家相談（現地調査：P54表-2、(2)の件数に含む）
- (4) 専門家総合相談（相談会場）
- (5) 住宅復旧セミナー4回開催後の相談者数14人（P54表-2の件数に含まない）
- (6) 一般相談窓口での災害時相談（電話・メール等）

#### <現地相談体制>

現地相談については、当初は相談員研修会受講者を1名配置。相談内容に応じて、現場での破壊調査の可能性がある場合は、設計系相談員と施工系相談員をペアで配置して、令和3年11月まで実施。発災2か月後の12月には最多数の65件実施。（片付け清掃が進み、応急本格復旧のタイミングの頃）。

#### <現地相談における現地確認作業内容>

- ① 外壁内部の断熱材の有無と乾燥状況及びカビの発生状況を一部破壊して確認
- ② 床下の堆積物(泥)の搬出状況と乾燥状況の確認(十分な乾燥[含水率20%以下]確認の上修繕開始)
- ③ 床材の未撤去箇所における断熱材施工の有無と乾燥状況の確認
- ④ 浸水箇所を中心とした木部の含水率の確認(含水率計を使用)
- ⑤ 相談依頼者からの希望に応じた作業(建物傾斜計測など)

<現地相談時の主な相談内容>

①建築物（住宅）の安全性の確認

- ・消毒の必要性と適正薬剤の情報及び実施業者の紹介（選定方法）
- ・カビ発生確認と処理及び予防方法及び白アリ対策の必要性と実施方法
- ・設備機器（特に電気、ガス器具）の安全性の確認
- ・ユニットバス裏の断熱材の処理方法

②応急的な修繕の方法

③本格的な復旧の方法

④修繕、復旧のための資金計画

⑤修繕工事に時間する業者からの見積の妥当性の判断

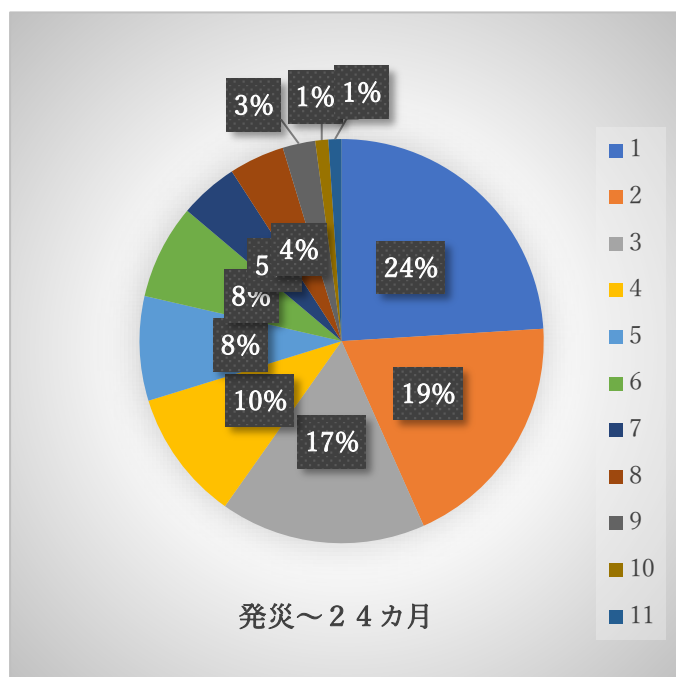
- ・災害相場になるため、平時と比べて高めの見積金額になることが多く、判断が難しい。
- ・見積の形式が「一式」表記ではなく、工事項目別の「単価/数量/金額」表記になっているかを確認すること、比較検討のために2社以上に見積依頼をすることなどをアドバイスするに留める。

⑥修繕業者の紹介（選定方法）

⑦建て替えを行うに当たっての設計業者の紹介

<長野県（4）専門家総合相談 相談内容・件数>

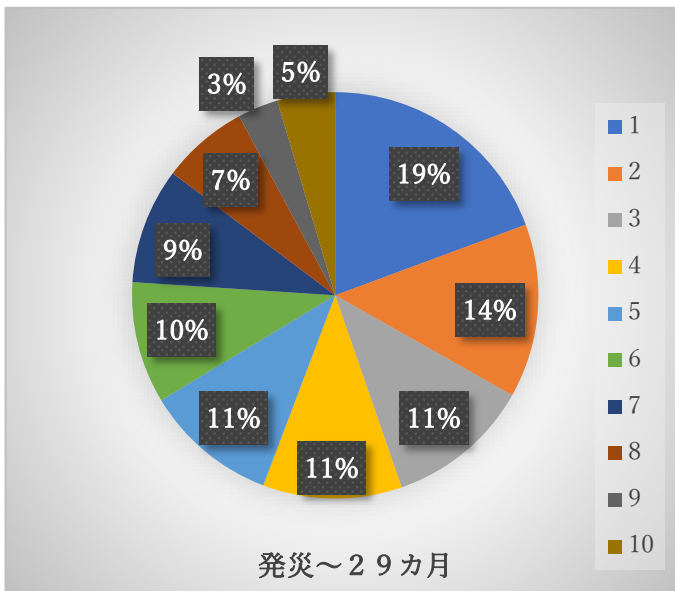
■（発災～24カ月）相談件数 383 件（相談者数と相談件数累計は異なります。複数項目相談のため）



1・助成制度等住宅の復旧資金に関する相談	92
2・住宅・建築物に関する技術的な相談	74
3・他に属さない相談（行政機関への相談）	63
4・土地・建築物の税に関する相談	40
5・土地・建築物の売買に関する相談	32
6・土地・建築物の権利に関する相談	29
7・住宅・建築物の復旧のための業者選定相談	18
8・工事業者等とのトラブルに関する相談	17
9・土地の境界に関する相談	10
10・債務に関する相談	4
11・その他書類作成、賃貸住宅の相談	4

<長野県 (6)一般相談窓口災害時相談(電話・メール) 相談内容・件数>

■ (発災～29 カ月) 項目別相談件数 217 件 (1 回の電話で複数相談があった場合は別項目でカウント)  
 現地を確認した上で、安全性の確認、応急的な修繕、本格的な復旧の方法などのアドバイスを受けられる現地相談が実施されたため、熊本県で相談が多かった「2. 片付け、修復方法手続き等」が、それほど多くなかったと想定できます。



1・融資・補助制度等に関する相談	42
2・土地建物の税制/建替/売却/権利/賃貸の相談	30
3・業者等とのトラブル/行政への苦情要望問合せ	25
4・相談先紹介・業者等の選定に関する事	24
5・応急修理制度/生活再建支援金/資金計画全般	23
6・カビ処理対策/床下乾燥/消毒方法について	21
7・補修工事の工法等に関する事に関する事	20
8・見積や工事金額に関する事	15
9・住宅等の設計の方針に関する事	7
10・アスベスト、その他の相談	10

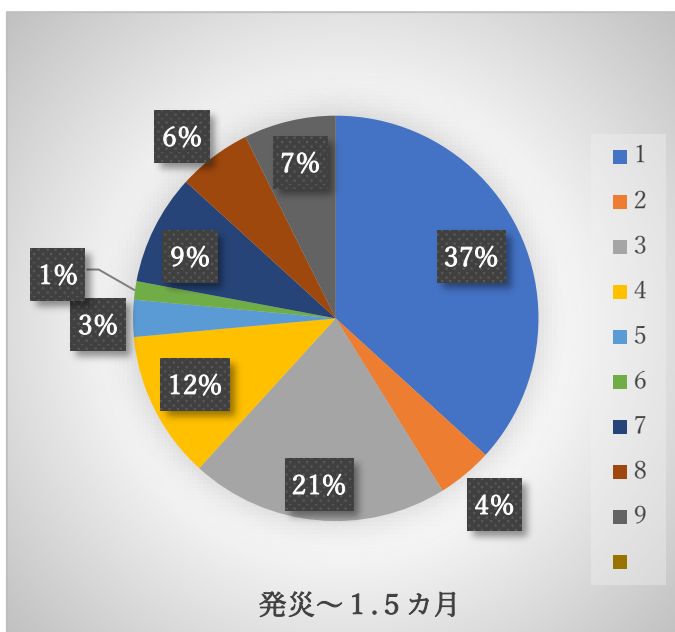
[事例-3] 神奈川県 令和元年 10 月東日本台風災害

■ 神奈川県では、発災 2 週間後から 1 か月半の間、市町建築相談窓口などで、県民向け建築窓口、電話相談を実施。

<神奈川県 令和元年東日本台風災害 住宅相談内容・件数>

■ (発災～1.5 カ月) 相談件数 68 件

災害規模、被害状況が異なり、相談窓口の広報が不十分だったこともあり、相談件数は少ないが、「改修工事の方法」についての相談が最多となっています。



1・改修工事の方法	25
2・手続き等	3
3・施工業者・設計者の紹介	14
4・公的支援制度・助成金等	8
5・工事内容の不安	2
6・廃棄物について	1
7・工事見積	6
8・消毒	4
9・その他	5

## 【各県の被害状況】

### ■被害状況（人的被害）

（表-1）

時期 災害名称	都道府県	市町村数 被害/全数	人的被害（名） （内災害関連の数）				報告・発表
			死者	行方不明者	重傷	軽傷	
令和 2(2020)年 7 月 令和 2 年 7 月豪雨	熊本県	25/45 熊本県南部	67	2	2	15	令和 4(2022)年 4 月 1 日 熊本県危機管理防災課
令和元(2019)年 10 月 令和元年東日本台風 （台風第 19 号）	長野県	44/77	23 (18)		14 (8)	136 (97)	令和 3(2021)年 9 月 6 日 長野県災害対策本部
	神奈川県	21/33	9	0	2	38	令和 1(2019)年 11 月 15 日 神奈川県くらし安全防災局
平成 30(2018)年 7 月 平成 30 年 7 月豪雨	岡山県	14/27	86 (25)	3	16	161	令和 2(2020)年 2 月 13 日岡山県 危機管理課(H30.7 豪雨災害記録誌)

### ■被害状況（住家被害）・相談対応期間・相談件数

（表-2）

都道府県	住家被害（棟）					対面相談 件数/人数 （件/人）	現地 相談件数 （件）	電話相談 件数/人数 （件/人）	相談対応 期間 （ヶ月）
	全壊	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水				
熊本県	1,493	3,117	2,098	285	420	388 （出張現場相談含）		173	15
長野県	920	2,496	3,569	2	1,358	(1)248(人) (4)184(人)	(2)(3) 159(件)	(6)161(件)	(1)2/(2)(3)25 (4)24/(6)29
神奈川県	53	722	847	971	524	65	1	5	1
岡山県	4,830	3,365	1,126	1,541	5,517	229 (41)	155	384	8（R 元年数） 2019/3/17 時点

近年全国で発生している豪雨災害は、その災害の規模、範囲、被害の実態は実に多様で、そのすべてに対応できるマニュアルを用意することは困難です。しかし、過去の災害を教訓にこれから起こるかもしれない災害に備えることは、復興に向け、被害の最小化を目指す上で最も重要なことです。

## 2. 台風豪雨災害における相談活動の状況

近年、台風豪雨による甚大な被害とその対応を経験した熊本県、長野県、岡山県の相談活動事例を紹介します。三県の貴重な体験と足跡から、実施体制・課題点・現状を知り、各地域で相談体制を構築し、整備するための参考にさせていただきたい。

### 【1. 実施体制・状況】

### 【2. 実施の課題点・対応】

### 【3. 現状・取組み】

## ■ 令和2年7月豪雨災害における 熊本土会 相談活動状況 [事例-1]

### <2020年(令和2年)>

- 7月4日 熊本県南部地域浸水被害発生
- 7月10日 熊本県建築士会復旧支援対策本部設置
  - ①現地片付け支援班
  - ②電話相談・対面相談支援班
  - ③歴史的建造物被害調査支援班
  - ④住家被害認定調査支援班
- 7月16日 浸水住宅復旧のための講習会開催  
(県との共催)
- 7月17日 相談員向け研修会実施
- 7月20日 電話相談開始(熊本県建築士会本部):  
建築3団体協働
- 8月1日 現地対面相談会開始
  - ・八代会場
  - ・人吉会場
  - ・芦北会場
  - ・球磨会場
- 8月7~9日 歴史的建造物被害調査実施
- 8月11日 被災住宅現地派遣相談開始  
(通年)住宅建設に伴うトラブルの相談会実施  
(弁護士会と共催、1回/月)



浸水住宅復旧のための講習会



電話相談

### <2021年(令和3年)>

- 現地建築相談会・出張相談会継続
- 3月31日 電話相談終了(本会)
- 7月2日 技術者向け浸水に備えた講習会  
開催(県との共催)  
(通年)住宅建設に伴うトラブルの相談会実施  
(弁護士会と共催、1回/月)



現地対面相談

### <2022年(令和4年)>

- 現地建築相談会・出張相談会継続
- 3月 熊本県・社会福祉協議会・熊本県建築士事務所協会・熊本県建築士会の4者による  
「災害発生時における被災地支援等に関する協力協定」締結
- 4月 熊本県建築士会災害対策特別委員会設置
- 6月 「建築士会の災害対応マニュアル」  
作成作業開始
- 6月 浸水住宅復旧のための講習会開催  
(県との共催)
- 12月 熊本県弁護士会ADR委員会との協力協定  
締結(ADR:紛争解決センター)  
(通年)住宅建設に伴うトラブルの相談会実施  
(弁護士会と共催、1回/月)



住宅トラブル相談

## 【1. 実施体制・状況】

令和2年（2020年）7月3日に発生した豪雨により、熊本県南部を流れる球磨川が氾濫、流域の23市町村、約7400棟が浸水被害を受けた。

熊本県建築士会は、7月10日に熊本県南部豪雨災害復旧支援対策本部を設置した。

建築設計関係団体（建築士会・建築士事務所協会・JIA）に呼び掛け相談員を募集した。呼びかけに応じ約50名の建築士が相談員として登録された。

7月16日に建築技術者向け、相談員向けに、復旧のための講習会を開催した。

県建築課、各建築団体との調整を計り、7月20日より電話相談を開始した。

当初は、相談件数が多かったため、5名の建築士が平日の13時から16時まで対応し、8月からは3名、11月からは2名、翌年1月からは1名体制とした。

8月からは、被災地4会場で面談による相談、被災住宅の現地相談を始めた。

相談件数は令和3年9月時点で、電話相談173件、現地相談338件、被災者住宅派遣相談25件であった。令和5年2月時点で、仮設住宅入居者は約1400名である。

## 【2. 実施の課題点・対応】

被災者は、どこに行けばどういう支援が受けられるのか、自宅はどのレベルの被災度なのか分からない状況で相談されることも多い。相談員は、できる限りの選択肢（情報）を提供すべきであるが専門外のことも多く、相談員のスキルによって提供できる情報に差が出ることは仕方ないことではあるが、少なくとも相談員は、「どこに行けばどういう情報が得られるか」程度の知識は持っておく必要がある。

また、発災から4～5カ月くらいまでの相談で常に多いのが、業者の紹介依頼、見積もり依頼である。地元の業者は、殺到する依頼で混乱していることが多い。そこを交通整理する必要が出てくる。熊本の場合は、県からの要請で、毎月業者に受注状況を報告させ、いつ頃になれば新規に受けられるかを可視化した。その情報は相談員を通じて被災者に提供するようにした。

## 【3. 現状・取組み】

災害時には、混乱に乗じて悪徳業者が言葉巧みに被災者に契約を迫るケースが起る。熊本の場合も被害が相次いだ。これをどう予防するかはなかなか難しい課題である。

熊本県建築士会は、令和4年に県の消費生活センターが主催する「高齢者等消費者被害見守りネットワーク連絡協議会」に加入した。被害者は高齢で弱い立場の人が多く、悪徳な業者の情報をネットワークで共有し、被害を未然に防ぐことが期待されている。

また、令和4年3月に、熊本県・社会福祉協議会・熊本県建築士事務所協会・熊本県建築士会の4者による「災害発生時における被災地支援等に関する協力協定」を締結した。

これにより、災害時多くの情報が共有され、必要なところに必要な支援が迅速に届くことが期待できる。例えば、被災地に設置されるボランティアセンターの中に建築士会のブースを設けることで住宅の相談や片付け支援ボランティアに対しての注意点のレクチャーなどを行うことができる。

今後は、建築士に対して災害時の対応、相談員としてのスキルアップ講習会を行う予定である。

県内建築関係団体と連携した  
**浸水住宅修理等に係る  
無料相談窓口のご案内**

令和2年7月豪雨災害で住宅に浸水被害を受けた県民の皆様に対し、住宅の補修・再建に係る相談窓口を、県内建築関係団体と連携して開設しています。  
ぜひご利用ください。

○無料現地日相談窓口 被災地以外に設けられた無料相談窓口です

問合先	相談窓口所在地	問合日時
人吉市	人吉市西下町1130-4 ENEOS安曇ガソリンスタンド脇	毎週土曜・日曜 午後1時～4時
八代市	八代市本町1丁目40-41 八代市地域交流センター 電話窓口はホームページを参照	第1・第3日曜 午後1時～4時

無料相談窓口は令和3年3月31日に、県民・被災者のための無料相談窓口は令和2年2月に閉じました。

○人吉会場案内

無料相談窓口に関するお問い合わせ  
熊本県建築士会 建築士事務所協会  
TEL: 096-233-2316  
FAX: 096-233-2317  
受付時間: 9時～17時

無料相談窓口に関するお問い合わせ  
熊本県建築士会 建築士事務所協会  
TEL: 096-233-2316  
FAX: 096-233-2317  
受付時間: 9時～17時

# もう一度 わが家で 暮らす。

令和2年7月豪雨  
浸水した住宅の  
復旧・再建の  
すすめ

公益社団法人 熊本県建築士会

**建物浸水被害復旧のポイント** (後) 熊本県建築士会

- ①「内付けの壁に被害状況の写真を撮影！」  
壁面の浸水被害状況を撮影する上での注意点として記述します。  
写真に、壁の内部構造や管線類、どこまで浸水したのかの状況が一定量以上写り込まないと、写真が証拠として使えません。写真撮影時などは撮影する箇所に注意して適切な写真を撮影してください。
- ②「建築状況を確認し記録！」  
浸水被害発生後に発生している被害状況を記録してください。  
写真や動画で被害状況を記録し、どこまで浸水したのかの状況が一定量以上写り込まないと、写真が証拠として使えません。写真撮影時などは撮影する箇所に注意して適切な写真を撮影してください。
- ③「ライフラインのチェック！」  
コンセントが浸水した場合は漏電の危険があるため、プラグを抜いて、電気を使わずにコンセントを交換してください。  
ガス配管が浸水した場合は、ガス配管が破損していないか、ガスが漏れているかを確認してください。  
ガスが漏れている場合は、ガス配管の修理が必要です。ガスが漏れている場合は、ガス配管の修理が必要です。
- ④「内付けは確認から！」  
内付けは、被害発生後に発生している被害状況を記録してください。  
写真や動画で被害状況を記録し、どこまで浸水したのかの状況が一定量以上写り込まないと、写真が証拠として使えません。写真撮影時などは撮影する箇所に注意して適切な写真を撮影してください。
- ⑤「防虫の基礎に注意！水が溜まってはいけません！」  
浸水被害発生後に発生している被害状況を記録してください。  
写真や動画で被害状況を記録し、どこまで浸水したのかの状況が一定量以上写り込まないと、写真が証拠として使えません。写真撮影時などは撮影する箇所に注意して適切な写真を撮影してください。
- ⑥「内付けは確認から！」  
内付けは、被害発生後に発生している被害状況を記録してください。  
写真や動画で被害状況を記録し、どこまで浸水したのかの状況が一定量以上写り込まないと、写真が証拠として使えません。写真撮影時などは撮影する箇所に注意して適切な写真を撮影してください。
- ⑦「防虫の基礎に注意！水が溜まってはいけません！」  
浸水被害発生後に発生している被害状況を記録してください。  
写真や動画で被害状況を記録し、どこまで浸水したのかの状況が一定量以上写り込まないと、写真が証拠として使えません。写真撮影時などは撮影する箇所に注意して適切な写真を撮影してください。
- ⑧「内付けは確認から！」  
内付けは、被害発生後に発生している被害状況を記録してください。  
写真や動画で被害状況を記録し、どこまで浸水したのかの状況が一定量以上写り込まないと、写真が証拠として使えません。写真撮影時などは撮影する箇所に注意して適切な写真を撮影してください。
- ⑨「防虫の基礎に注意！水が溜まってはいけません！」  
浸水被害発生後に発生している被害状況を記録してください。  
写真や動画で被害状況を記録し、どこまで浸水したのかの状況が一定量以上写り込まないと、写真が証拠として使えません。写真撮影時などは撮影する箇所に注意して適切な写真を撮影してください。

「無料相談窓口」 「浸水住宅の復旧・再建のすすめ」 熊本士会 HP 復旧のポイント



■ 令和元年東日本台風災害における 長野士会 相談活動状況 [事例-2]

＜2019年（平成31年・令和元年）＞

- 10月12日 長野県内浸水被害発生
- 10月13日 県との災害時相談体制実施協定に基づき県との協議（建築士会）  
電話相談は既存相談体制にて実施（長野県建築相談連絡会事務局である建築士会事務局が対応）
- 10月23日 県協定に基づく市町村相談開始（災害支援建築団体連絡会5団体）  
11月17日で終了  
現地建築相談を先行実施
- 11月8日 被災者総合相談体制構築会議開催  
支援体制全般を確認（長野県建築相談連絡会15団体）
- 11月26日 現地建築相談員研修（災害支援建築団体連絡会5団体）  
翌日より現地建築相談本格的実施



市町村 窓口相談

＜2020年（令和2年）＞

- 電話相談を対面加え継続実施（建築士会事務局対応）  
現地建築相談継続実施
- 1月13日 総合相談会先行実施（弁護士会等士業団体連絡会主体）
- 1月14日 総合相談会実施確認会議開催  
総合相談会の実施内容を確定（長野県建築相談連絡会15団体）
- 2月21日 総合相談会本格実施（12月19日まで8回長野市・千曲市で実施）
- 7月6日 被災古民家調査実施体制構築会議  
古民家の現地調査と所有者への情報提供方法等を確認（建築士会・建築士事務所協会）  
現地建築相談終了まで計4件実施
- 7月30日 被災者住宅復旧セミナー開始（建築士会対応 長野市で8月まで4回開催）
- 年内中 長野県からの要請を受け事業系建築物被害認定調査実施 1件実施



専門家総合相談



住宅復旧支援セミナー

＜2021年（令和3年）＞

- 電話及び現地建築相談継続実施
- 総合相談会継続実施（長野市のみ）（10月16日まで6回実施し終了）

＜2022年（令和4年）＞

- 電話相談継続実施（引き続き通常建築相談で対応）
- 3月31日 現地建築相談終了



現地建築相談

## 【1. 実施体制・状況】

令和元年東日本台風災害は、長野県内 77 市町村のうち長野市等を中心として 44 市町村に災害救助法が適用され、広域かつ早急な支援が要請された。

発災直後、平成 29 年に長野県知事と長野県災害支援活動建築関係団体連絡会（以下「連絡会」という。）で締結した協定に基づき、建築士会を中心に被災者支援体制の構築について協議を開始した。

まず、応急処置に関する市町村からの相談要望を県が把握して体制を構築し、市町村による被災者へ周知、連絡会が専門的立場で相談に応ずる体制とした。机上での相談では被災状況に応じた的確なアドバイスができないことから、「現地建築相談」の実施を県と協議し、相談体制再構築することとし、県、市町村及び連絡会の役割は市町村での机上相談と同様とすることとした。

現地相談での相談対応方法やアドバイスの統一等を図るために研修会を開催し、相談員を登録制として派遣要請に対応することとした。また、被災者の復旧・復興のステージにおける様々な相談に対応するために、弁護士や司法書士等を加えて専門家を一堂に会した「総合相談会」の実施も同時に協議した。この相談体制は、平時の消費者相談体制として既に構築していた「長野県建築相談連絡会（15 団体で構成）」を被災者相談体制に移行することで関係団体の了解を得て実施した。

また、県、市町村、被災者からの要望に応じて「被災住宅復旧支援セミナー」や歴史的価値のある古民家の存続を促すために「古民家調査」等も実施した。こうした実施体制は、主に建築士会が中心となって相談の企画や相談マニュアルの作成、県、市町村、関係団体そして被災者との連絡調整等を行い、様々な活動に要する経費は国の補助制度（住宅市場整備推進等事業）を活用した。

## 【2. 実施の課題点・対応】

被災者への情報伝達のあり方として、高齢者や IT 弱者、遠隔地へ避難している被災者への情報伝達方法について被災者情報を把握する市町村が普段から確立しておくことが求められた。

復旧・復興のステージに応じた息の長い相談体制の構築は必要であり、実施した専門家による総合相談は被災者の要望に的確に応えることのできる有効な相談となった。

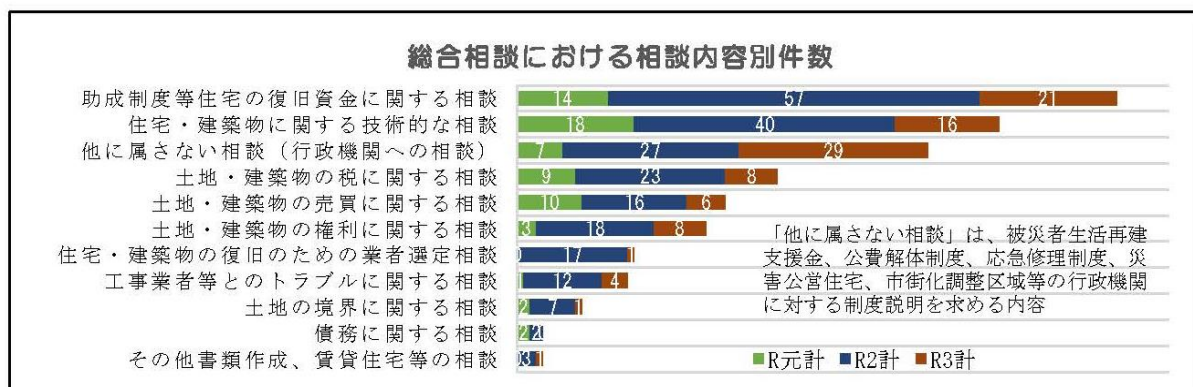
相談後のアフターフォローとして、被災者支援の情報が目まぐるしく変わるなかで、一旦アドバイスしたことが変わってしまったことによりどのように対処すべきか、体制の中で検討すべきである。

経験のない水害へのアドバイスに限界があり、これまで経験のない「カビ」への対応は今後課題を残し、今後さらに知見を広め、状況に応じた的確な対応が求められている。また、被災者相談対応の限界は生じてしまうことを前程として、建築士の技術・知識の相違をどこまで統一できるかが課題であり、この意味では「相談マニュアル」は重要なアイテムといえる。また、業者紹介や見積チェック等にも限界があり、災害時に相談者が知りたい情報への対応のあり方について更なる検討が望まれる。

## 【3. 現状・取り組み】

発災より 4 年が経過し復旧・復興が進み、相談はほとんどなくなっているが、電話及び窓口建築相談（建築士会対応）を現在も継続している。建築士の立場は、被災時の応急処置から本格的な復興に向けた本来の業務に移行しつつある。復興に当たっての、今後発生する水害に対応した設計、施工はどうあるべきか、広域的に被災した地域の活性化を「まちづくり」の観点でどのようにアドバイスすべきかといった次元の異なった提言や取り組みも行っていくことが求められているといえる。

また、地震、水害、風害、火山災害等の様々な災害に対して、建築士、そして建築士会をはじめとした関係組織相互と行政機関の体制構築と役割について普段から情報交換等を行いながら、意識し続けることが何より重要なことと感じている。



■ 平成 30 年西日本豪雨災害における 岡山士会 相談活動状況 [事例-3]

<2018 年 (平成 30 年) >

7 月 6 日 真備町浸水被害発生  
 7 月 27 日 被災住宅相談員研修 (倉敷支部)  
 7 月 30 日～ 窓口建築相談開始 (倉敷支部)  
 (～8 月中旬) 倉敷市役所本庁市民ホール

8 月 1 日～ 電話建築相談開始 (岡山県建  
 士会本部にて)

8 月 17 日 現地建築相談員研修 (5 団体)  
 8 月 20 日～ 現地建築相談開始

<2019 年 (平成 31 年・令和元年) >

現地建築相談継続  
 6 月末 電話相談終了(本会)  
 6 月 27 日～ 窓口建築相談開始  
 (年度末迄) 真備支所 1 回/月 (倉敷支部)

<2020 年 (令和 2 年) >

1 月～ り災住家等長期居住者  
 アドバイザー事業開始  
 (セルフビルド修繕指導支援)  
 4 月～ 窓口建築相談継続  
 真備支所にて  
 1 回/2 か月 (年度末まで)  
 9 月末 改訂版発行

<2021 年 (令和 3 年) >

3 月 21 日 (市民向け) 倉敷市民会館にて  
 風水害防災シンポジウム開催  
 4 月～ 窓口建築相談継続  
 真備公民館にて  
 4 回/年 (年度末まで)  
 4 月～ り災住家等長期居住者  
 アドバイザー事業継続  
 (セルフビルド修繕指導支援)

<2022 年 (令和 4 年) >

4 月～ 窓口建築相談継続  
 真備支所にて  
 1 回/2 か月 (年度末まで)



倉敷市役所 窓口建築相談



真備支所 窓口建築相談



住宅復旧支援セミナー



現地建築相談

### 【1. 実施体制・状況】

発災後、おかやま建築5会まちづくり協議会による「おかやま水害住宅建築相談窓口」が設置され、被災住宅の建築相談が開始された。倉敷支部では約20名の相談員が参加、現地相談は電話相談時に要望がある場合において実施された。

平成31年3月17日時点（岡山県全体）の件数ではあるが、電話相談384件・窓口相談229件・現地相談155件に対応しており、以降も倉敷支部では現地・窓口建築相談等の継続的な活動を行っている。

### 【2. 実施の課題点・対応】

相談内容は、住宅の被災程度・築年数・構造・工法・応急対応の状況、家族構成・健康状態などや相談のタイミング、時間の経過とともに異なるため、研修で得た知識をベースにしながら各自の判断で対応した。相談員は建築的な見解だけではなく被災者の話を傾聴することを心がけ、可能な選択肢を公正な立場から提示することに努めた。相談業務終了後報告書を提出するが他者がどのように対応したのかは周知されない、個人情報などに配慮し支障がなければ、実施相談対応表(回答例集)などが作成されると、相談員としては不安も減り、より視野の広がった対応もできるのではないかと考える。

また応急対応の違いにより復旧再建の方法や金額に大きな差が出ること、改修や解体し再度建築する際の注意事項など伝えたい情報が多く出てきたため、被災後の現場に貼って使える「応急対応シート」や市民に向けた「水害に備えて」を倉敷市の補助事業として作成配布、また風水害防災シンポジウムを開催することで情報の周知に努めた。

### 【3. 現状・取組み】

発災より4年が経過し相談数は減少しているものの、窓口建築相談を今年度も継続している。住宅再建・災害公営住宅完成など生活再建が順調に進む被災者がいる反面、前進できない被災者もまだ多い。

令和2年より倉敷市被災者見守り支援室・真備支え合いセンター（社協）と共に「り災住家等長期居住者アドバイザー事業」を開始、被災したままの住宅に居住している方やご自身で修繕を行いながら居住している方の住宅を訪問し、建築的な問題点や改善点のアドバイスを行っている。「誰一人取り残さない」という福祉関係者の方々の熱意を感じながらの活動であり被災者を見守る関係者との協働作業で、建築士に出来ることは少なからずあると感じる事業である。

このシートの使い方	001
作業手順	002-003
作業をする時の服装	004
床はがしについて	005
床下の通気きについて・気密について	006
床板について・断熱について	007
注意事項 カビや害虫を防ぐために	008
注意事項 断熱は、大切です	009
注意事項 雨は、大切です	010

（一社）岡山県建築士会倉敷支部  
倉敷市

「応急対応シート」

「水害に備えて」

倉敷支部 HP ダウンロード

### 3. 相談員の心得

#### (1) 心構えと配慮

災害による地域や住宅の惨状を目にして、日常生活を奪われた被災者は、不安がつのり、無力感に苛まれることがあります。何かから手を付け、どうしたら良いのか途方に暮れて、落胆して何かにすがりたいと思う方もいます。また、被害の甚大さや状況の大変さなどを誰かに聞いてほしいと思う方もいます。そのような気持ちに寄り添い、話をよく聴くことが大切です。時には、「大丈夫ですよ。お話しできることからお話しいただいて」などと声をかける配慮が必要になるかもしれません。

相談者の人格を尊重する態度も必要です。その上で、今何が必要かを判断する冷静さと心構えが大切です。被災者の気持ちに配慮しながら、相談員が行う相談対応や生活再建支援を通して、ニーズを整理しサポートしていくことは、被災者の大きな支えとなります。

<配慮したいこと>

1. 相談者の将来に対する不安、焦燥感を受け止めること。少しでも安心感を得られるように。  
(相談者の中には緊張してうまく伝えられない方がいます。言いたいことが多すぎて混乱する方もいます。焦らず、穏やかに順を追ってゆっくり、話を聞きましょう。)
2. 孤立させない。頼っていいんだという社会の連帯感をもてるように。  
(窓口や電話の「たらい回し」や「依頼の拒否」は、相談窓口全体に対する不信につながり、ひいては行政や対応関係諸団体全体の信頼を失う結果にもなりかねないので、十分な注意が必要である) まずは被災者の身になって、窓口や制度の水先案内までは、丁寧に対応することが大切です。  
相談会場に「市町村・保険会社・弁護士会災害トラブルなどの相談窓口・連絡先リスト」を掲示する。リスト表を必要な相談者に配布できるようにすると案内しやすくなります。
3. 適切な情報を得て、相談者自らが選択し行動することができるように。

#### (2) 相談窓口の体制

<相談員の募集>

建築士の業務職種は幅広く、相談経験の有無も関係して、各人の相談対応スキルに開きがあるため、「災害復興に関する講習会」などの受講者名簿などから募集し、最低基準の対応スキルのある相談員を選抜することも考慮する必要があります。

<事前の準備>

- ・施工者紹介依頼の相談に対応するため「登録業者リスト」を作成する。

自治体と施工者団体間とで、協力協定を結んでおくことが望ましい。

##### ① 相談員の招集

- ・「相談員リスト」を参考に連絡し、参加の可否を確認する。
- ・「相談員リスト」は、定期的に更新することが望ましい。
- ・相談員の希望を把握した上で、スケジュール調整を行い、日程・会場配置・担当表を作成する。

##### ② 報酬について（報酬の有無）

- ・無償ボランティアになると、相談員の必要人数確保が困難になることが予想されます。
- ・報酬の有無は、相談業務の遂行に大きく影響するため、行政担当部署と速やかに協議をしておく必要があります。
- ・事例として、熊本豪雨災害では国の助成を受け（4000円/時間＋交通費）の報酬を支払いました。

### (3) 相談の進め方

相談は、下記の順序、要領で行います。

相談票の記載項目に沿って進めますが、相談の内容によっては、質問しなくてもよいもの、説明しなくてもよいものがありますので、臨機応変な対応が必要です。

#### ①相談員の氏名を名乗る。

#### ②相談者の了解の上、氏名、住所、連絡先を聞く。

- ・面接のような感覚で、「お名前は？」「ご住所は？」「具体的な被害状況は？」「工務店は？」等々、事務的な問いかけを、矢継ぎ早にしないこと。
- ・敬意をもって接すること。

#### ③相談の内容を聞く。

相談の内容、住宅の被災状況をよく聞きながら、必要に応じて相談票の項目「建築概要」「損害保険」「罹災証明」等について記入をする。わかり易い言葉で質問や説明をしなければならない。

相談内容により、③-1、③-2の説明をする。

#### ③-1 火災保険や公的助成の可能性を説明する。

「再建資金」として、支給される保険金や活用できる公的助成金の額により、再建の選択肢が決まり、「解体」か「修繕」か、などの検討も変わってきます。相談者が適切に、納得のゆく判断ができるようにするために必要な情報提供、市町村の担当窓口を紹介することも相談窓口の役割です。

<1>火災保険の加入状況について確認する。

(1)火災保険等への加入の有無 (2)保険の種類 (特に水災の補償付加の有無)

火災保険等は、被災者が被災の第一報を行う必要があります。加盟の保険会社に連絡、わからない場合は保険会社の相談窓口へ連絡して、確認するようアドバイスする。

<2>「り災証明」と市町村の公的支援関連情報の案内

(1)「り災証明交付申請」の手続きをして、「り災証明」による被害認定結果が出ているかどうか

(2)被害の程度によっては「災害救助法」「被災者生活再建支援法」等による公的助成を受けられるケースがあるため、市町村の公的支援関連情報を案内して、わかる範囲で説明することが望ましい。

#### ③-2 「登録事業者リスト」がある場合は、適切な事業者を選べるようにアドバイスします。

相談窓口では、応急復旧工事の見積作成、工事実施を依頼できる事業者紹介の相談が最も多くなります。できれば「登録事業者リスト」を事前に準備しておきたいものです。

なお、リスト作成に当たっては、行政からの建設業各団体へ協力依頼という形をとったほうが、団体としても迅速に対応していただけるようです。

また、被災後は施工業者には依頼が殺到することが想定されるため、定期的に受注状況の報告など、アンケートを取り、リストの更新をすることも、被災者の紹介依頼に対応するため有効です。

### (4) 注意すること

- ・言葉づかいは丁寧に。相談者に敬意を払うこと。
- ・まずは相談者の話を聞く姿勢が大事。相談内容とは関係ないような話でもさげすみず聞くこと。相談者は、聞いてもらうことで安心する部分があります。

- ・十分に理解していない専門外のことは推測で答えない。(法律的なこと、融資のことなど)
- ・分からないことは、はっきりと「わかりません。」と回答する。あいまいな回答はしない。
- ・基本的に、プライベートなことには立ち入らず、深く聞かない。
- ・後日回答という場合は、引継ぎ者にその旨を伝える。
- ・建築士対応相談ではなく、他士業や市町村につないだ方が良いと思われる相談内容については、対策本部にて、記録を他士業や市町村に伝えるようにする。

#### 4. 相談事例集

### (1) 片付け・清掃・消毒・乾燥方法等について

**Q** 浸水した住宅を片付ける際、注意することはありますか？

【片付け】第2章P.8~17

- A** 漏電の危険があるので、作業前にブレーカーを落としましょう。
- まずは、乾燥と消毒が重要です。乾燥消毒を行わずに修理してしまうと、後からカビの発生や木材の腐朽が起こる可能性があります。床下の泥出し、浸水部分壁の断熱材の撤去後、乾燥消毒を行ってください。壁は仕上げ材のみ撤去し、柱や筋交いは残してください。
- 消毒に消石灰を用いることは、吸込んだり目に入ったりした場合、健康被害を引き起こす恐れがあるためお勧めしません。消毒用エタノール、次亜塩素酸、逆性石鹼などを使用することをお勧めします。
- 片付けをボランティアさんをお願いする場合は、処分するものと再利用するものをはっきり伝えてください。事前にカラーテープなどで分別しておくといいです。

**Q** 土壁はすべて落とす必要がありますか？

【解体・復旧】第2章P.31

- A** 浸水した範囲はカビが広がる恐れがあるため落としてください。下地の小舞竹は乾燥させれば使えますので撤去しなくてもいいです。貫は構造的に必要な部材なので撤去しないでください。修復の際は、再度土壁を塗る方法と下地を作って仕上げのボードなど張る方法などあります。施工者に相談してみてください。

**Q** 床下の泥はすべて取らなければいけませんか？

【解体・復旧】第2章P.14.28

- A** 床下の汚泥はすべて取り除き、乾燥、消毒することが重要です。
- 乾燥が十分でない場合、匂いや、カビ、腐朽菌が広がり修復後に出てくる場合があります。除去作業は大変ですので、ボランティアセンターに協力をお願いしましょう。

**Q** 床上まで浸水したが、見た目は元の状態に戻った。そのまま住み続けてもいいでしょうか？

【解体・復旧】第2章P.14~17

- A** 床下に泥や水が溜まってないか確認してください。溜まっている場合は、泥だしと排水を行ってください。そのあと乾燥、消毒を行ってください。壁も浸水部分をはがし、断熱材など濡れているものは撤去、同じく乾燥、消毒してください。それをしなければ、後々カビや腐朽菌が広がり、建物の寿命や健康にも影響する恐れがあります。

**Q 消毒と乾燥方法はどちらがいいのでしょうか？**

【消毒】第2章 P. 22～32

- A** 消毒は、消毒用エタノール、次亜塩素酸（塩素系漂白剤）、逆性石鹼（ベンザルコニウム希釈液）などを使いましょう。自治体で配布している場合があるので確認しましょう。
- 消石灰はアルカリ性で吸込んだり目に入ったりした場合、健康被害を引き起こす恐れがあるためお勧めしません。
- 床下の乾燥は、2～3カ月かかります。なるべく風通しを良くして、できれば送風機などあれば早く乾燥は進みます。消毒、乾燥した後、床を張りましょう。

**Q 壁、天井材などは再利用できますか？**

【再利用】第2章 P. 17～19

- A** 無垢材であれば、乾燥して再利用可能です。合板、石膏ボード、グラスウール断熱材、などは再利用できません。セメント系、窯業系のサイディングは再利用可能です。
- 施工する大工さんなどに相談してください。

**Q 室内の建具は再利用できますか？**

【再利用】第2章 P. 18～19

- A** 無垢材の建具は水を吸って膨らみ開閉できなくなりますが乾燥すれば縮みますので再利用できます。乾燥でひずむ場合がありますので調整が必要になります。建具屋さんに依頼してください。
- 材質が合板であれば、接着剤が劣化しているため再利用しないほうがいいでしょう。アルミ製の建具は再利用できます。表面にシートが張ってあるものはシートがはがれてくる場合があります。

**Q 押入の中、台所、洗面所のカビが酷いです。どちらがいいですか？**

【消毒】第2章 P. 22～26

- A** 応急的な処置としてはカビを拭いた後、逆性石鹼（ベンザルコニウム希釈液）を吹き付ける。または次亜塩素酸（塩素系漂白剤）で拭く。床下や壁の中が濡れた状態であれば、床や壁をはがして乾燥させる必要があります。大工さんに見てもらってください。

**Q 流し台、洗面台、便器、など水回り機器は使えますか？**

【再利用】第2章 P. 19

- A** 使える部分と使えない部分があります。電気関係の部品は使えないものが多いと思われます。
- 部品を交換すれば使えるものもありますので、メーカーまたは専門の業者に相談してください。

**Q 床下浸水になってしまったが、消毒などの対応をお願いできないか？**

- A** 各自治体のボランティアセンターなどを案内。自治体は消毒剤を配布しますが、泥出し、水出し、乾燥（1か月単位）をさせない段階での消毒剤散布の効果は期待できません。

## (2) 施工業者の紹介・見積り依頼について

**Q 応急修理手続きを申請したいので、見積もりをしてくれる施工業者を紹介してほしい。**

- A** 施工業者は、地元施工者一覧の中から複数の業者を選んで自分で連絡をお願いします。引き受ける業者が見つからなかった場合は再度こちらで紹介しますので相談に来られてください。
- また、応急修理の補助金を申請すると基本的には仮設住宅への入居はできません。



自治体担当者に説明を受けて判断されることをお勧めします。

**Q 見積金額が出たのですが、妥当な金額かどうか判断できません。**

- A** 現在は施工業者が足りない状態です。職人も不足していますので災害前より高くなっています。できれば、もう1社比較のため見積りを取られることをお勧めします。契約時、先にお金を全額要求してくるような業者には気を付けましょう。トラブルになるケースが報告されています。

**Q 応急修理業者は指定業者から選択しなければいけないのですか？**

- A** 応急修理登録業者リスト以外の業者に施工してもらうことは可能です。家を建てた業者や大工さんに施工してもらうことができます。応急修理の対象等、制度の内容を説明させていただく必要があるため、手配された業者の方に受付窓口に来ていただくようお願いしてください。

**Q ハウスメーカーで建てた住宅はどうしたらよいですか？**

- A** ハウスメーカーによっては独自の構造型式認定を取得し、建てられているものがあります。それを確認してください。この場合はメーカーにお問い合わせください。在来軸組工法で建てられている住宅であれば地元の工務店でも対応可能です。

### (3) 公費解体・公的支援制度・手続きについて

**Q 罹災証明で全壊判定でした。公的支援金が受けられるか教えてほしい。**

- A** 修理して住み続ける場合は、応急修理費用として上限 **70.6** 万円が出ます (**R5.4** 時点)。この場合は、**原則として、仮設住宅には入居できません。**(入居できる場合もあります)解体して新築する場合は、公費解体の上、被災者生活再建支援制度で最大 300 万円の支援が受けられます。詳しいことは自治体にお尋ねください。融資制度としては、高齢者向け住宅ローン(リバースモーゲージ)などもありますので、金融機関にお尋ねください。また、住宅支援機構に低利の融資制度がありますのでお尋ねください。

**Q 全壊判定を受けたので、公費解体を申請したい。**

- A** 公費解体は、自治体が受け付けています。ただ、基礎、カーポートやブロック塀、固定されてない物置などは対象外になります。自治体に確認してください。また、申請の期限がありますのでそれも確認してください。

**Q 住宅は全壊判定を受けた。住んでいない住宅でも公費解体が申請できるのか知りたい。**

- A** 基本的には、その住宅に居住していないと公費解体の申請はできません。ただ、入院や施設への入所などで一時的に住んでない場合、住民票がそこにあれば対象になります。自治体に確認してください。(原則、空き家は公費解体、応急修理制度の対象にはなりません。)

**Q 解体費用について知りたい。**

**A** 解体には、公費解体と自費解体があります。「特定非常災害」に指定された災害では、半壊以上の建物が「公費解体」の対象になることがあります。公費解体は持ち主に代わって自治体が解体業者と契約を結び解体する制度です。自費解体は、持ち主か解体業者と契約して解体を行い、解体費用は自治体から助成を受ける制度です。この場合基準単価が決まっていますので基準額を超える助成を受けることはできません。基準額については自治体にお聞きください。

**Q 住宅を建て替えた場合の支援制度について知りたい。**

**A** 被災者生活再建支援制度があります。例えば全壊判定または解体世帯で複数世帯の場合、基礎支援金 100 万円、加算支援金 200 万円、合計 300 万円の支援が受けられます。罹災の程度、世帯構成等によって支援金は変わりますので、自治体窓口にお尋ねください。

**Q 住宅の応急修理制度は「半壊」「大規模半壊」認定でなければ利用できないのですか？**

**A** 住宅の応急修理制度は「準半壊」「半壊」「大規模半壊」の被害認定を受けた住家が対象となっていますが、「全壊」の認定を受けた住家についても、修理により居住が可能となる場合は対象となりえますので、市区町村にご相談ください。なお、「一部損壊」の認定を受けた住家は対象となりません。

**Q 応急修理限度額を超える住宅修理見積金額(100 万円)の場合の申し込みはどうなりますか？**

**A** 被災者負担分と、応急修理分修理見積書を作成し、各市区町村窓口提出してください。基準額を超えた部分や応急修理の対象とならない部分については、申請者と業者で別途契約をしていただく必要があります。

修理総額 100.0 万円の場合 (R5.4 時点)

[1] 応急修理 70.6 万円以内 (応急修理の対象外金額が多い場合は満額にはなりません。)

[2] 自己負担 29.4 万円以上

**Q 半壊・大規模半壊の場合の「①修繕」か「②解体」か、で被災者生活再建支援金はどうなる？**

**A** ①修繕の場合 (R5.4 時点) 【※<sup>1</sup>大規模半壊】 【※<sup>2</sup>半壊】

【大規模半壊】 [基礎支援金]※<sup>基1</sup>50 万円 + [応急修理制度]70.6 万円 + [加算支援金]修理※<sup>加1</sup>100 万円

【半壊】 [基礎支援金]※<sup>基2</sup>受給無 + [応急修理制度]70.6 万円 + [加算支援金]修理※<sup>加2</sup>0 万円

(「基礎支援金」※<sup>基1</sup>大規模半壊の場合 50 万円、中規模半壊の場合 0 万円、※<sup>基2</sup>半壊の場合 0 万円)

(「加算支援金」※<sup>加1</sup>大規模半壊の場合 100 万円、中規模半壊の場合 50 万円、※<sup>加2</sup>半壊の場合 0 万円)

※[応急修理制度][仮設住宅入居]は実質どちらかの選択だが、仮設住宅入居の対象になることが多い。

②解体の場合 (R5.4 時点) 【大規模半壊】 【半壊】 (全壊と同じ)

[基礎支援金]100 万円 + [公費解体](無料) + [加算支援金]建設購入 200 万円 + [仮設住宅]2 年家賃 無料

**Q 分譲マンションについては、応急修理の対象となりますか？**

**A** 被災世帯の専用部分、及び廊下・階段等の共用部分(当該世帯の持分)が半壊以上であれば対象となります。

**Q 住んでいる家が自分の名義でない場合、罹災証明はどのようにになりますか？**

- A** 賃貸物件の罹災証明書は、所有者の方も申請できますが、居住者が申請するものなので、居住の事実があれば罹災証明書は申請できます。ただし、申請の際に必要なものは自治体に確認してください。自治体によっては、所有者の承諾書の添付を求められるところもあります。

## (4) 仮設住宅・その他

**Q 仮設住宅へ入居を希望している。手続きを教えてください。**

- A** 自治体に申し込んでください。自治体によって受付時期等が違うので確認してください。その際、罹災証明を受けておく必要があります。  
全壊、大規模半壊、半壊で解体または解体予定の方が入居できます。

**Q 建て替えか修理かで迷っている。専門家に現地を見てもらえないか、その上で決めたい。**

- A** 相談員の現地派遣が出来ますので申し込みしてください。修理の可否、概算の費用等アドバイスします。相談員から直接連絡がありますので都合の良い日をお伝えください。  
(※熊本の例です。工務店組合にお願いして現地派遣相談体制を作っています。)

**Q 復興公営住宅や復興住宅について知りたい。**

- A** 復興公営住宅については、自治体が独自に建設を進めており完成時期も完成戸数も募集期間も自治体によって違うので確認してください。  
(※注：熊本の例)  
復興住宅については、県や建築士会が、戸建ての災害に強い低コストの住宅のモデルプランを提案しています。県や建築士会のホームページで閲覧できますので参考にしてください。

**Q 住宅を建て替えたい。どういった手続きが必要か知りたい。**

- A** 建て替えに当たっては、建築確認申請手続きが必要になります。ただ、都市計画区域等外の地域であれば特別な場合を除き、2階以下かつ床面積 500 m<sup>2</sup>以下の木造建築物は建築確認申請手続き不要です。(ただし令和 7 年 4 月 1 日からは、改正建築基準法の施行により、都市計画区域外であっても構造によらず階数 2 以上又は延べ床面積 200 m<sup>2</sup>を超える建築物は建築確認申請手続きが必要となります。)

建築確認申請手続きは、建築士事務所に所属する建築士が行います。工務店や建設会社でも建築士事務所登録業者であれば手続きができます。なお、被災建物の建て替えの場合、申請手数料の免除、減免を行っていますので、特定行政庁や民間の確認検査機関の窓口にお尋ねください。被災者生活再建支援制度による支援金もありますので自治体窓口にお尋ねください。浸水被害想定区域であれば、今後起こるかもしれない浸水災害時に縦方向避難ができるプランを考慮されることをお勧めします。

## 5. 相談票の書式例と参考資料

(1) 熊本土会の書式例-1

浸水災害 建築物復旧に向けた相談会

電話相談  面談

# 相談票

ふりがな		相談日	令和 年 月 日	場 所	
相 談 者	様	建築士		建築士	
連 絡 先	〒 (      -      ) 住所 :            市・郡            区・町            TEL (                          )				
相談者の立場	<input type="checkbox"/> 持ち主または親族 <input type="checkbox"/> 借主または親族 <input type="checkbox"/> その他 (                          )				
建物概要	用途 : <input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> その他 (                          ) 構造 : <input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 階数 : <input type="checkbox"/> 平屋 <input type="checkbox"/> 2 階建て <input type="checkbox"/> 3 階建て <input type="checkbox"/> その他 (                          ) 建物の規模 : 床面積 :    m <sup>2</sup> ・坪				
建築概要	場 所 :                          市・郡                          区・町				
損害保険	<input type="checkbox"/> ①住宅火災保険 (水災特約)	<input type="checkbox"/> ②未加入	<input type="checkbox"/> ③わからない	家財保険	<input type="checkbox"/> ①加入 <input type="checkbox"/> ②未加入
業者紹介	<input type="checkbox"/> ①必要 <input type="checkbox"/> ②必要なし				
罹災証明	・全壊      ・大規模半壊      ・半壊      ・床上浸水      ・一部損壊				
相談の内容					
被災の概要					

建築士からの助言

## (2) 長野士会の書式例-2

【取り扱い注意】

## 大雨災害 建築・住宅相談実施結果票

		整理番号	
		市町村名	
相談実施日	令和 年 月 日 時 分 ~ 時 分(相談に応じた時間)		
依頼者氏名			
依頼者住所	被災時住所:		
	現在住所:		
連絡先電話	-		
建物用途	<input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 作業所 <input type="checkbox"/> 倉庫・蔵 <input type="checkbox"/> 物置 <input type="checkbox"/> その他( )		
建築年代	<input type="checkbox"/> 明治 <input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和初期 <input type="checkbox"/> 昭和後期 <input type="checkbox"/> 平成		
構造・工法	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> S造 <input type="checkbox"/> CB造 <input type="checkbox"/> RC造 <input type="checkbox"/> 混構造 <input type="checkbox"/> その他( )		
規模	<input type="checkbox"/> 平屋 <input type="checkbox"/> 2階建 <input type="checkbox"/> 3階 <input type="checkbox"/> __階 延べ面積(おおよそ m <sup>2</sup> )		
被災状況	罹災証明内容 <input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 床下浸水 <input type="checkbox"/> 証明なし		
	床上浸水高さ m		
	【被災の状況を具体的に記載】		
相談内容	<input type="checkbox"/> 建物の安全性	【具体的に記載】	
	<input type="checkbox"/> 応急修理方法		
	<input type="checkbox"/> 本格復旧方法		
	<input type="checkbox"/> 資金計画		
	<input type="checkbox"/> 見積チェック		
	<input type="checkbox"/> 業者選定		
	<input type="checkbox"/> その他		
対応内容	【アドバイスなどの内容を具体的に記載】		
相談の課題	【解決できない事項で他の専門家に引き継ぐ事項等を記載】		
相談員 所属：氏名	所属団体： <input type="checkbox"/> 士会 <input type="checkbox"/> 事協 <input type="checkbox"/> JIA <input type="checkbox"/> JSCA <input type="checkbox"/> 信州構造 <input type="checkbox"/> 労連 氏名：		
	所属団体： <input type="checkbox"/> 士会 <input type="checkbox"/> 事協 <input type="checkbox"/> JIA <input type="checkbox"/> JSCA <input type="checkbox"/> 信州構造 <input type="checkbox"/> 労連 氏名：		

➢ 複数の棟があり、相談内容が異なる場合は別の結果票を作成する。

➢ 相談終了後作成して、速やかに建築相談連絡会事務局(建築士会事務局)へ FAX 送信する。

長野県建築相談連絡会(事務局 公益社団法人長野県建築士会)  
電話:026-235-0561 FAX:026-232-2588 Email:n-shikai@avis.ne.jp

(3) 岡山士会の書式例-3

相談対応整理票

【受付番号：(□電話 □市町 □現場) - (市・町) - No. 】

相談日時	平成 年 月 日 : ~ :					
対 応 者	□士会 □事協会			□士会 □事協会		
	□学会 □家協会			□学会 □家協会		
相 談 者	氏名		連絡先		( ) -	
	住所					
	建物所在地(住所と異なる場合)					
相談内容 区 分	<input type="checkbox"/> 応急措置 <input type="checkbox"/> 応急修理 <input type="checkbox"/> 再建修繕 <input type="checkbox"/> 除却 <input type="checkbox"/> 建築物の安全性 <input type="checkbox"/> 耐震性 <input type="checkbox"/> 見積業者紹介 <input type="checkbox"/> 支援制度 <input type="checkbox"/> 罹災証明 <input type="checkbox"/> その他 ( )					
建物情報	用途	□住宅 □その他( )		元施工	築年数	年
	構造	□木造(在来) □木造(メーカ等) □S造 □RC造 □その他( )				
	階数	階	面積	被災	□床上 □床下 □その他 ( )	
m <sup>2</sup> ・坪						
《相談内容》						
《対応内容》						
市町への引継	課 :		担当者 :		引継日 : 月 日 :	
今後の対応	□見積業者紹介 ( ) ( ) ( )					
	□現場相談希望 (希望日時 : 平成 年 月 日)					業務責任者
相談者の応答	□納得 ⇒ 完了					
	□不満 ⇒ 原因 ( )					

(4) 参考サイト：ひさぼ（被災者支援情報さぼーとページ）（永野 海弁護士 法律と防災のページ）  
 ひさぼ（被災者支援情報さぼーとページ） - 弁護士永野海 法律と防災のページ（naganokai.com）  
<http://naganokai.com/hisapo/> 災害後の相談対応の前に、最新情報をご確認願います。

① 知っておくべき制度のポイント

- ・「災害救助法」（基本法）と「被災者生活再建支援法」（適用されない災害もある）の適用、行政独自の支援制度を確認してください。
- ・「罹災証明」の被害認定により、受けられる支援制度が異なります。
- ・被災者が申請しないと支援は受けられません。（日本は申請主義）

●「応急修理制度」と「公費解体」は、同時に利用できません。「仮設住宅入居」は可能な場合あり。

② 被災者生活再建カード・被災者支援カード・住まいの再建ロードマップ・支援制度のパターン集  
 ・罹災証明の判定により使える支援制度の組み合わせを、被災者の方とお話しながら相談対応できるツール「被災者生活再建カード」を貼って、持ち帰っていただくことができます。

**被災者支援カード（おもて）** 令和5年5月14日版  
 大切な9つの支援制度をカードで  
 \*災害の規模等で自治体ごとに適用される支援制度は異なります。また、後から適用される場合も。詳細は、QRコードなどもご参照。被災者支援カード ©2021 弁護士永野 海

**災害直後**

- 応急修理制度（災害救助法）**：大規模半壊・半壊の世帯 70.6万円（2023）  
 準半壊の世帯 34.3万円
- 仮設住宅（災害救助法）**：原則2年間（特定非常災害適用なら延長可能も）  
 家賃無料（光熱費は負担必要）
- 災害援護資金貸付（災害弔慰金法）**：借入最大350万円（全壊250万円/半壊170万円/家財3分の1の損害150万円など）

**その少し後**

- 基礎支援金（被災者生活再建支援法）**：100万円（全壊）  
 50万円（大規模半壊）
- 被災ローン減免制度（自然災害ガイドライン）**：予約金500万円・家財保険金・各種支援金などを手元に残し、ローンの減額・免除の可能性あり  
 \*ブラックリストに載らない
- 公費解体（環境省の制度）**：建物が無償で解体（2階建かつ10m以下等の一定の事業所も対象になることも）

**その後**

- 加算支援金（被災者生活再建支援法）**：建設・購入で 200万円  
 修理で 100万円  
 民間貸借へ 50万円
- 災害復興住宅融資（高齢者返済特例も）**：建設・購入 半壊以上の人  
 一部損壊以上の人
- 雑損控除（医療費控除に類似）**：所得の10%を超える部分の損害額が所得控除されて、所得税、住民税が軽減になる

**被災者支援カード（うら）** 2023年5月6日版

あなたの罹災証明で使える制度を表でチェック  
 ■：原則災害救助法の適用必要 ■：被災者生活再建支援法の適用必要  
 □：当該制度の適用や実施が必要

	被災直後（無理しないで）		住まいへの支援		もらえるお金		借りられるお金		その他の支援	
	被災者生活再建支援法	災害救助法	被災者生活再建支援法	災害救助法	被災者生活再建支援法	災害救助法	被災者生活再建支援法	災害救助法	被災者生活再建支援法	災害救助法
一部損壊（床下浸水も）	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
準半壊	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
半壊	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
中規模半壊	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
大規模半壊	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
半壊など+建物解体	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
全壊	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
長期避難（世帯）※1	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△

・災害直後、数か月後、その後と、段階的に活用できる支援制度が適用されるので確認してください。



半壊 世帯で  
解体(修理)/賃借人 の場合



注意点

▼この場合に、利用を考慮することが多く、実際に使える可能性もある支援制度のカードの例です。  
※あくまで典型的なパターンなので、ここにはないカードでも使えることも

▼それぞれの制度の内容は、被災者支援カードもあわせてみて確認しましょう。

→ここから被災者支援カードをDL



※実際にその支援制度のカードが使えるかは、災害救助法や被災者生活再建支援法の適用などによっても変わります

中規模半壊 世帯で  
解体(修理)/賃借人 の場合



注意点

▼この場合に、利用を考慮することが多く、実際に使える可能性もある支援制度のカードの例です。  
※あくまで典型的なパターンなので、ここにはないカードでも使えることも

▼それぞれの制度の内容は、被災者支援カードもあわせてみて確認しましょう。

→ここから被災者支援カードをDL



※実際にその支援制度のカードが使えるかは、災害救助法や被災者生活再建支援法の適用などによっても変わります

半壊以上 世帯で  
解体(修理)/賃借人 の場合



注意点

▼この場合に、利用を考慮することが多く、実際に使える可能性もある支援制度のカードの例です。  
※あくまで典型的なパターンなので、ここにはないカードでも使えることも

▼それぞれの制度の内容は、被災者支援カードもあわせてみて確認しましょう。

→ここから被災者支援カードをDL



※実際にその支援制度のカードが使えるかは、災害救助法や被災者生活再建支援法の適用などによっても変わります

カードで得られる金額	気軽に相談	保険(共済)金額	70.6万円	情報に注意
最初の生活場所	ボランティア専門家支援 片付け・お掃除など様々な困りごとの相談	火災(地震)保険・共済 火災保険だけでは地震・津波の被害は補償されない	応急修理制度 応急住宅 半壊以上 70万6000万円 半壊 34万3000円	自治体の独自支援 自治体により支援の有無・内容が異なるので情報収集
カードで得られる金額	?万円	万円	170~万円	税金が戻る
次の生活場所	仮設住宅 原則2年以内 半壊以上世帯向け	義援金 家族の死や住居被害の程度により支給される	災害援護資金貸付 1か月以上の喪失 家族葬費、住宅費等に最大 350万円貸付	雑損控除(災害減免法) 建物・家財・車・墓などの被害が原則による支出で税金が戻される
カードで得られる金額			上限1200万円	ローン減免
最終的な住まい	自宅を修理		災害復興住宅融資(建設・購入・補修) 建設・購入は半壊・補修は一部残壊以上が条件	リバースモーゲージ 60歳以上なら、不動産を担保に、利息のみの返済可能

原則どちらか

どちらか

カードで得られる金額	気軽に相談	保険(共済)金額	70.6万円	情報に注意
最初の生活場所	ボランティア専門家支援 片付け・お掃除など様々な困りごとの相談	火災(地震)保険・共済 火災保険だけでは地震・津波の被害は補償されない	応急修理制度 応急住宅 半壊以上 70万6000万円 半壊 34万3000円	自治体の独自支援 自治体により支援の有無・内容が異なるので情報収集
カードで得られる金額	?万円	250/500万円	250~万円	税金が戻る
次の生活場所	仮設住宅 原則2年以内 半壊以上世帯向け	義援金 家族の死や住居被害の程度により支給される	災害援護資金貸付 1か月以上の喪失 家族葬費、住宅費等に最大 350万円貸付	雑損控除(災害減免法) 建物・家財・車・墓などの被害が原則による支出で税金が戻される
カードで得られる金額		50万円(単身は3/4)	上限1200万円	ローン減免
最終的な住まい	自宅を修理	被災者生活再建支援法 加算支援金 建設・購入200万円 加算額100万円 返済期間5年 ※半壊半壊以上の中規模	災害復興住宅融資(建設・購入・補修) 建設・購入は半壊・補修は一部残壊以上が条件	リバースモーゲージ 60歳以上なら、不動産を担保に、利息のみの返済可能

原則どちらか

どちらか

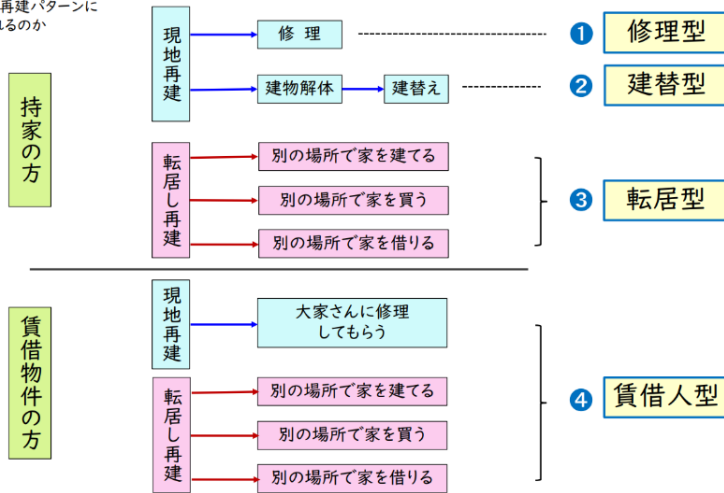
カードで得られる金額	気軽に相談	保険(共済)金額	100万円(単身は3/4)	情報に注意
最初の生活場所	ボランティア専門家支援 片付け・お掃除など様々な困りごとの相談	火災(地震)保険・共済 火災保険だけでは地震・津波の被害は補償されない	被災者生活再建支援法 基礎支援金 半壊半壊未満 100万円 返済期間5年 ※半壊半壊以上の中規模	自治体の独自支援 自治体により支援の有無・内容が異なるので情報収集
カードで得られる金額	?万円	250/500万円	250~万円	税金が戻る
次の生活場所	仮設住宅 原則2年以内 半壊以上世帯向け	義援金 家族の死や住居被害の程度により支給される	災害援護資金貸付 1か月以上の喪失 家族葬費、住宅費等に最大 350万円貸付	雑損控除(災害減免法) 建物・家財・車・墓などの被害が原則による支出で税金が戻される
カードで得られる金額		50~200万円(単身は3/4)	上限3700万円	ローン減免
最終的な住まい	自宅を修理	被災者生活再建支援法 加算支援金 建設・購入200万円 加算額100万円 返済期間5年 ※半壊半壊以上の中規模	災害復興住宅融資(建設・購入・補修) 建設・購入は半壊・補修は一部残壊以上が条件	リバースモーゲージ 60歳以上なら、不動産を担保に、利息のみの返済可能

・単身者の基礎支援金は3/4です。  
・賃借人の方も支援金を受けられます。



4つの再建パターンに  
わかれるのか

住まい再建のパターンを4つに分類



修理のロードマップ -あなたが使える支援制度と金額-

災害救助法や被災者生活再建支援法が適用されている場合

	発災直後			修理準備			修理実施				
	義援金	被災ローン 減免制度	災害復旧 資金貸付	自治体の 独自支援	応急修理 制度	仮設住宅	被災者生活再建支援法 基礎支援金	災害復興 住宅融資	リバース モーゲージ	被災者生活再建支援法 加算支援金	雑損控除 (災害減免法)
単位:万円	義援金	借金減免	貸付	さまざま	修理補助	住まい	支援金	災害復興住宅融資	支援金	支援金	税金減免
<b>大規模 半壊</b>	自治体 の発表を 確認	条件満たせば 使える	上限170 さらに増額も	自治体 の発表を 確認	70.6 <i>(実質どちらかを選択)</i>	対象になる ことが多い	50 (単身37.5)	上限1200 (評価の6割) <i>(どちらかを選択)</i>	100 (単身75)	確定申告	
<b>中規模 半壊</b>	自治体 の発表を 確認	条件満たせば 使える	上限170 さらに増額も	自治体 の発表を 確認	70.6 <i>(実質どちらかを選択)</i>	対象になる ことが多い		上限1200 (評価の6割) <i>(どちらかを選択)</i>	50 (単身37.5)	確定申告	
<b>半壊</b>	自治体 の発表を 確認	条件満たせば 使える	上限170 さらに増額も	自治体 の発表を 確認	70.6 <i>(実質どちらかを選択)</i>	対象になる ことが多い		上限1200 (評価の6割) <i>(どちらかを選択)</i>		確定申告	
<b>準半壊</b>	自治体 の発表を 確認	条件満たせば 使える	家財の3分の 1以上の損害 あれば150	自治体 の発表を 確認	34.3			上限1200 (評価の6割) <i>(どちらかを選択)</i>		確定申告	
<b>一部損壊</b>	自治体 の発表を 確認	条件満たせば 使える	家財の3分の 1以上の損害 あれば150	自治体 の発表を 確認				上限1200 (評価の6割) <i>(どちらかを選択)</i>		確定申告	

現地建替えのロードマップ -あなたが使える支援制度と金額-

災害救助法や被災者生活再建支援法が適用されている場合

	発災直後			建物解体			建替実施				
	義援金	被災ローン 減免制度	災害復旧 資金貸付	自治体の 独自支援	仮設住宅	公費解体	被災者生活再建支援法 基礎支援金	災害復興 住宅融資	リバース モーゲージ	被災者生活再建支援法 加算支援金	雑損控除 (災害減免法)
単位:万円	義援金	借金減免	貸付	さまざま	住まい	解体補助	支援金	災害復興住宅融資	支援金	支援金	税金減免
<b>全壊</b>	自治体 の発表を 確認	条件満たせば 使える	上限350	自治体 の発表を 確認	対象になる	対象になる	100 (単身75)	上限2700 (評価の6割) <i>(どちらかを選択)</i>	200 (単身150)	確定申告	
<b>大規模 半壊</b>	自治体 の発表を 確認	条件満たせば 使える	上限250 さらに増額も	自治体 の発表を 確認	対象になる ことが多い	対象になる こともある	100 (単身75) ※解体を前提	上限2700 (評価の6割) <i>(どちらかを選択)</i>	200 (単身150) ※解体を前提	確定申告	
<b>中規模 半壊</b>	自治体 の発表を 確認	条件満たせば 使える	上限250 さらに増額も	自治体 の発表を 確認	対象になる ことが多い	対象になる こともある	100 (単身75) ※解体を前提	上限2700 (評価の6割) <i>(どちらかを選択)</i>	200 (単身150) ※解体を前提	確定申告	
<b>半壊</b>	自治体 の発表を 確認	条件満たせば 使える	上限250 さらに増額も	自治体 の発表を 確認	対象になる ことが多い	対象になる こともある	100 (単身75) ※解体を前提	上限2700 (評価の6割) <i>(どちらかを選択)</i>	200 (単身150) ※解体を前提	確定申告	
<b>準半壊</b>	自治体 の発表を 確認	条件満たせば 使える	家財の3分の 1以上の損害 あれば150	自治体 の発表を 確認						確定申告	